

令和7年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

令和6年6月12日

1. 重点項目

1. 人口減少社会への対応

(1) 東京一極集中の是正、地方創生のさらなる推進（内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省 他）

- ① 人口減少問題の解決に向けた東京一極集中の是正と地方分散型社会を実現するため、税制措置を含め、企業や大学、政府関係機関等の地方への移転・投資や移住定住を促進する「社会減対策」や少子化に歯止めをかける「自然減対策」及び希望を持って住み続けることができる「持続可能な地域づくり」について、国として明確に最優先課題に位置付けるとともに、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国・地方協力の下、幅広い国民と連携し、断行すること。
- ② 人口減少が進む中山間地域の生活環境を維持・確保し、安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策など、各地域が実情に応じて行う持続的な取組に対し、包括的かつ柔軟に支援する新たな支援制度を創設するとともに、過疎地域等の訪問看護・訪問介護サービス事業所に対して必要な支援を行うこと。
- ③ 全国的に教員不足となっている社会情勢の中、全国で唯一、県外の大学へ教員養成学部を統合した鳥取県においては教員確保が深刻化している。学生の地元定着を図る観点からも、鳥取大学の教育学部再興をはじめ抜本的な改革を行うことについて、地元の意向を尊重して検討すること。
- ④ 高等教育に係る無償化・授業料低減を進めるため、修学支援新制度の拡充や地方自治体が行う地元就職者向け奨学金返還助成に対する財政支援の拡充など、更なる支援策を講じること。また、大学の定員の都市部への遍在を地方へと移転を促す方策をとること。

(2) こども・子育て支援（こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省 他）

- ① こども・子育て支援施策が、自治体間の財政力によって地域間格差が生じることのないよう、全国の自治体で独自に行われている子どもの医療費助成制度など、財政的に負担が大きい包括的な仕組みづくりは、国の責任と財源をもって全国一律で実施するとともに、地方が地域の実情に応じた独自の取組をきめ細やかに実施できるよう、地方財政措置を含め地方財源についても確実に措置すること。あわせて、幼児教育・保育の無償化の対象を0～2歳児の住民税課税世帯に拡大するほか、市町村における学校給食費の無償化等についての検討など、子育てに係る親の負担軽減を図ること。
- ② こども・子育て支援加速化プランの実行に当たっては、それを支える人材確保が急務・不可欠であることから、全国的な問題である保育士養成施設の定員割れによる養成機能の低下を防ぎ、保育人材の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めるなど、実効性のある対策を講じること。あわせて、地域限定保育士制度を早期に全国展開するとともに、障がい児通所支援を実施する事業所の人員基準等の見直しなど、幼児教育・保育施設等に係る基準を見直し、地域の実情に応じた柔軟な運営を可能とすること。
- ③ 働きながら安心して子育てができる地域のセーフティーネットである病児保育施設の整備や運営に係る補助制度を拡充すること。
- ④ 共同親権制度や日本版DBS制度という子どもの権利を守る新たな制度の創設に当たっては、国民や関係機関への影響が広範に及ぶことから、施行までに十分な準備期間を確保するとともに、国において制度の詳細やガイドラインを速やかに策定・公表し、制度の十分かつ丁寧な周知・説明を実施するほか、制度運営に必要な経費について財政措置を行うこと。
- ⑤ 不妊治療には様々な有効な方法があることを踏まえ、不妊治療の保険適用範囲の拡大を図るほか、自治体が独自の助成を行う場合の財政支援を行うこと。また、先進医療技術について、速やかに保険適用が図られるようにすること。
- ⑥ 産後ケア事業は母子保健法上の事業に位置付けられたことから、産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や施設整備等の財政支援を行うこと。

2. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備（内閣官房、内閣府、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会 他）

- ① 米子・境港間の高規格道路整備に向け、米子～米子北インター間の事業凍結を解除し、計画段階評価に着手するとともに、中国横断自動車道岡山米子線（米子 I C～境港間）の事業化を早期に行うこと。
- ② 地方創生や国土強靱化に不可欠な高規格道路ネットワークの早期整備のため、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）・北条湯原道路（延伸）・鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）の整備促進など、ミッシングリンクを一刻も早く解消するとともに、米子自動車道の全線4車線化や山陰道における付加車線の整備促進など、安心・安全な走行に向け進捗を図ること。
- ③ 令和5年台風第7号、令和6年能登半島地震等、相次ぐ大規模災害に対する国土強靱化対策が急務となっていることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、これまでと同様に補正予算により前倒しして措置すること。さらに、現行の「5か年加速化対策」後も切れ目無く国土強靱化を着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、この計画に基づく必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- ④ 引き続き予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業の集中的促進や治水対策への支援を推進すること。また、「緊急防災・減災事業債」や「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」並びに「緊急浚渫推進事業債」の恒久化や対象事業の更なる拡大、要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- ⑤ 境港の船舶大型化に対応した岸壁・ふ頭用地の整備（外港昭和南地区ふ頭整備）及び鳥取港の港内静穏度確保と土砂流入防止を図る防波堤整備に向け、必要な予算を確保すること。
- ⑥ 鉄道ネットワークは、災害時のリダンダンシー機能の確保や国土の均衡ある発展及び地方創生の実現の基盤となるものであることから、採算性や個別の線区ごとの議論とするのではなく、国として、鉄道ネットワークのビジョンを示すこと。
- ⑦ 住民、交通事業者、行政等が協力してコミュニティ全体で支えていくことを目指して、県が推進している鳥取型ライドシェアとも言える「コミュニティ・ドライブ・シェア」について、国においても地方の対策に焦点を当て、「地域の足」を維持するために必要な財政支援を行うとともに、「日本版ライドシェア」について、「ねりんピックはばたけ鳥取 2024」への活用を認めるほか、地域の移動手段確保のため、地域の実情に応じた柔軟な制度運用とすること。
- ⑧ 地震・津波対策の強化を図るため、日本海側の地震調査を推進するとともに、津波観測点を増設し、津波監視及び津波予報、警報の連絡体制を強化すること。
- ⑨ 上下水道施設の耐震化の促進に向けて、水道施設に対する交付金の交付率を下水道並みに引き上げるとともに、耐震化・老朽化対策等に必要な予算総額を確保し、配分するなど、十分な財政支援を行うこと。また、発災時に広範囲で効率的な応急給水が実施できるよう組立式給水タンク等の緊急用資機材の備蓄に対する財政支援を創設すること。
- ⑩ 住宅の耐震改修補助制度について、住宅規模や高齢化率等の地域特有の実態に応じて補助上限額を引き上げる等の大幅な制度拡充を図り、感震ブレーカーを含め住宅の耐震化を推進すること。また、過去に複数回受けた強い地震によるダメージの蓄積の影響について、原因分析を速やかに進め、その結果に基づいた対策を進めること。
- ⑪ 近年、全国のバイオマス発電所において木質ペレットの自然発火や粉塵爆発が原因と疑われる火災・爆発事故が相次いで発生していることから、木質ペレットなどの再生資源燃料の貯留・取扱における技術基準等の改正を早急に行うこと。また、バイオマス発電所の事故発生時の事業者の対応の中に、地元説明会の開催など地域住民の安全・安心を担保する仕組みを義務付けるよう電気事業法を改正すること。
- ⑫ 度重なる弾道ミサイル発射など東アジアの平和を乱す北朝鮮に対し、政府として毅然として対応し、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現すること。また、武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）について、北朝鮮のミサイル発射等の事象も想定した整備エリアや補助制度の拡充を図るとともに、個人の退避行動について、国において一層の普及啓発を図ること。
- ⑬ 米軍機の低空飛行訓練について、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器及び監視カメラ等の監視装置を設置し、実態の把握に当たること。また、日米合同委員会合意を遵守するとともに、住民生活に影響の大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うこと。

- ⑭ 美保基地に配備されている航空機（C-2等）の安全対策に万全を期すとともに、国家安全保障戦略等の改定に伴い配備する航空機の機種や機数等の変更が生じる場合は速やかな情報提供等を行うこと。また、重要土地等調査法及び同法による区域指定について、指定区域内においては、一定の制限等が生ずることから、地域住民や自治体等への十分かつ丁寧な周知・説明を国の責任において実施すること。併せて、美保基地周辺的生活環境整備や地域振興への特段の配慮を講じること。
- ⑮ 原子力発電所再稼動については、安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。また、周辺自治体も立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないことから、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置と周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政的配慮を制度化し、実行すること。
- ⑯ 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講じること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。また、令和6年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたが、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のため支援を行うこと。あわせて、避難対策を十分検証するとともに、警察、消防、自衛隊等の実動組織による避難支援等を図るため、万全の措置を講じること。

3. 賃上げ・物価高対策、経済・産業・観光対策（内閣府、経済産業省、農林水産省、国土交通省 他）

- ① 中小企業等における物価高を上回る持続的な賃上げの実現に向け、適正な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進すること。
- ② 物価高の長期化により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、今後とも、国として所要の措置を確実に講じるとともに、情勢に応じ、全国一律の支援が必要な各種エネルギーの価格抑制対策については国の責任において機動的に実施すること。
- ③ 燃油や肥料、飼料、その他生産資材等の価格の高止まりが農家等の経営に多大な影響を及ぼしていることから、価格高騰対策や肥料等の国産化に向けた支援を行うとともに、生産費の高騰分を適正に価格転嫁できるようにするための仕組づくりなど、実効性のある対策を講じること。また、現在、配合飼料価格安定制度の補てん金の交付がなく、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、配合飼料価格安定制度を見直すとともに、緊急的な負担軽減として配合飼料価格安定制度とは別に補てん金を交付するなどの支援を行うこと。和子牛価格が全国的に低迷し、特に中四国地方が全国平均を大きく下回るなど状況が悪化しているため、地域の実情に応じた支援を強化すること。
- ④ 生活困窮者に対し、生活福祉貸付資金の償還免除の要件緩和や償還が始まる借入者の生活再建支援のフォロー等、借入者に対し各自自治体が行う取組に対し、継続的な財政措置等を講じること。
- ⑤ 物流をはじめとするいわゆる「2024年問題」について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。
- ⑥ ゼロゼロ融資の返済が本格化を迎える中、エネルギー・原材料価格の高騰や人材確保に向けた賃上げなど、地域の中小企業等を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあることから、借換えによる返済負担の軽減やニューマネー等の資金需要に対する支援制度の継続・充実を図ること。
- ⑦ 花粉症対策の推進に必要な皆伐再造林等、森林整備に係る予算を十分に確保すること。また、林業の生産性・安全性の向上や木材サプライチェーン構築の取組を加速させるため、スマート林業機械の導入やSCM推進システムに係る計画・整備等に必要な予算を十分に確保するとともに、森林境界明確化が進むよう、リモートセンシング技術の活用や地籍調査との連携円滑化に向け、優良事例の情報提供や補助事業における優遇措置等を講じること。
- ⑧ 境港は日本海随一の水揚げ能力と漁港後背地の処理能力を維持しているが、主な処理能力を担っている民間事業者の冷蔵・冷凍施設については、施設の増設、更新が進んでいない現状にあることから、国において、現状を調査・確認するとともに、水産物供給のみならず食料安全保障や輸出促進の観点から冷蔵・冷凍施設に対する補助制度の要件緩和を行うなど支援の拡充を図ること。
- ⑨ 鳥取－東京航空路線の持続的な発展を図るため、令和7年3月に期限を迎える羽田発着の政策コンテンツ枠を継続するとともに、引き続き鳥取空港の採択・枠配分を行うこと。
- ⑩ 韓国東海港と境港との間を結ぶ貨客船が、本年8月3日の境港入港より、週1便のスケジュールで定期就航することに加え、米子空港及び鳥取空港においても国際定期便やチャーター便の就航の

増加が見込まれることから、旅客及び貨物の円滑かつ迅速なC I Q業務の確保のため、C I Qに関わる人員の一層の充実及び柔軟な人材配置を図ること。

- ⑪ 大阪・関西万博開幕に向けて地方が取り組む機運醸成や万博会場内における各種催事の実施、国内外の交流の促進などによるさらなる地域活性化の取組等に対し、補助金・交付金等による財源措置や地域の実情に応じた柔軟な制度運用など、一体的な支援を行うこと。

4. デジタル社会・脱炭素社会の実現（デジタル庁、総務省、環境省 他）

- ① デジタル田園都市国家構想が目指す全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向け、デジタルの力を活用した地域活性化の取組を一層推進するとともに、地域の実情に応じた施策を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想事業費」などの地方創生やデジタル実装を通じた課題解決に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。
- ② マイナンバー関連サービスの誤登録等の再発防止に向け、国が定めるマイナンバー事務に係る業務システムについては、市町村事務、都道府県事務を問わず、住民基本情報と自動連携機能を有する標準システムを構築し、希望する地方自治体に提供するなど、マイナンバー制度の信頼確保に向けた方策を検討すること。また、マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方自治体が行う取組に対し、引き続き確実な財政支援を行うこと。
- ③ 自治体情報システムの円滑な標準化・共通化に向け、確実な財政措置を講じるとともに、令和7年度末までとされている移行期限についても、複数の団体で期限内の移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムが確認されている現状を踏まえ、見直しを含めた対応を検討すること。
- ④ 国において、インターネット上で公開された情報の出所の信頼性を担保する技術の確立を急ぐとともに、流通している情報を誰もが安心して利用できるよう、ルール等の環境整備に主体的に取り組むこと。また、偽・誤情報の拡散による社会混乱が懸念される場合には、国民等が惑わされることのないよう、安心安全につながる速やかな情報発信に取り組むこと。
- ⑤ 近年、A I技術が急速な進展を見せ、特に生成A Iについては、分野を問わず新しい価値の創出に寄与することが期待されている一方で、機密情報の漏えいや偽情報の拡散に加え、民主主義や地方自治において主権者が有する役割を損なわないようにする必要があるなど様々な課題があることから、国において、活用と規制の両面から、デジタル社会に対応した適切なルールの設定等を行うこと。

5. 地方行財政基盤の確立、地方自治・民主主義の深化（総務省、衆議院、参議院 他）

- ① 先行きが不透明な国際情勢や円安に伴う資材高騰、人口減少対策、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、地方においては、引き続き必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、臨時財政対策債に依存することのない安定的で持続可能な地方財政を実現すること。
- ② 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化すること。あわせて、首都圏と地方部の財政格差が拡大傾向にある中、財源の多寡により行政サービスの地域間格差が生じないよう、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実を図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ③ 地方自治法の改正による国の補充的な指示については、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行う運用とすること。その上で、国の補充的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。
- ④ 参議院選挙における鳥取・島根両県にまたがる合区の解消に向け、都道府県が民主主義のユニットとして果たす役割の重要性にかんがみ、憲法改正等も含め、抜本的解決を図ること。
- ⑤ 投票率の低下や無投票が多数生じている状況を踏まえ、郵便等投票の対象者の拡大、インターネット投票の導入に向けた検討など、これまで以上に有効な政治参加の促進対策の検討を行うとともに、市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進すること。また、投票所の減少に歯止めをかけるため、投票立会人の人数に係る要件を緩和するとともに、デジタル技術を活用したオンラインでの立会いなど、各自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようにすること。

- ⑥ 各自治体独自で行う投票率向上・政治意識向上のための取組に対し、財政措置を含めた支援を検討すること。あわせて、同一日の別の選挙で同姓同名の候補者が生じた場合等に選挙管理委員会の裁量による投票所の工夫を認めるなど、有権者の混乱を避けるための対応について早急に検討を行うこと。
- ⑦ 地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の移譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。特に、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要している計画策定については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画策定等を規定する法令等の見直しや計画の統廃合等を行うこと。

6. 社会保障の充実、生活者支援、感染症対策（内閣官房、厚生労働省 他）

- ① 本県の医師不足は深刻であり、医師の高齢化や人口減少が進み、診療体制の縮小や診療所の閉鎖が相次いでいる中山間地域はもとより、中核的役割を担う市部の医療機関においても、医師不足により機能維持が困難となるケースも発生していることから、医師の偏在・確保対策の検討にあたっては、相対的な統計指標等のみに着目することなく、地域の実情を十分認識し、真に実効性のある対策を行うこと。鳥取大学医学部医学科定員について、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、臨時定員に係る増員を継続するか、現行の臨時定員に係る地域枠分も含め、恒久定員化すること。また、「医師の働き方改革」が地域医療に及ぼす影響を調査し、必要な対策を機動的に行うこと。
- ② 喫緊の課題である医療・福祉・介護人材の安定的確保に向け、環境整備や人材確保・定着支援に向けた対策をより一層充実するとともに、事業所の規模、職種に関わらず職員の処遇改善につながる制度設計を強力に進めること。
- ③ 今後の新興再興感染症の発生・まん延時に機動的に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策に必要な个人防护具、PCR検査試薬等の都道府県が備蓄を行うべき物資に係る費用等について、財政支援を行うとともに、政府行動計画の改定を踏まえた都道府県等の行動計画の見直しに当たり、まん延防止のための措置の具体的な判断基準等の一層の明確化、対策の充実に資する情報の提供等、丁寧かつ継続的な支援を行うこと。また、感染症専門医等の医療人材の育成・確保に関する取組について、財政支援を行うこと。
- ④ 新型コロナワクチンについて、令和6年度に設けられた国の財政支援制度を令和7年度以降も継続するとともに、令和6年度までの実施とされているHPVワクチンのキャッチアップ接種についても、令和7年度以降も継続すること。
- ⑤ 更年期症状・障がいの具体的な特徴や治療方法等について実態把握の上、医療や相談体制について国として具体的な対策を講じるとともに、仕事との両立を図るため、更年期世代の健康に関する研修や正しい情報の啓発を促進すること。
- ⑥ 医療的ケア児支援法に基づき、学校における医療的ケア看護職員の配置や施設整備など、ニーズに即した医療的ケア実施体制の構築と財政支援等を充実すること。
- ⑦ 手話が言語として不可欠な機能を果たしていることを認識し、その普及や手話を使いやすい社会に向け、必要な施策を推進するため、法律制定の実現を図ること。

7. 人材育成・スポーツ振興・人権尊重のまちづくり（法務省、文部科学省 他）

- ① 中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について、関係団体を含めた体制整備や指導者となる人材の確保、処遇改善等、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、教員の負担軽減に配慮したものとなるよう取組を推進するとともに、必要な財源措置を行うこと。
- ② 国民スポーツ大会について、今後三巡目に向けた検討で見直すこととなる内容は、これから開催される二巡目の自治体においても、可能なものは地元の実情に応じて弾力的に選択できるようにするとともに、開催時期や実施競技、施設基準等を開催地域の実情に合わせて運用することで、過大な人的・財政的負担を軽減しつつ、コンパクトな大会として開催できるよう配慮すること。
- ③ 障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消に向けて、法律に基づき実効性のある対策を講じるとともに、生成AIやインターネット、SNS等を利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。
- ④ 犯罪被害者支援について、被害直後からワンストップで支援を提供する県組織「鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター」の運営費及び被害者への生活支援等に対して十分な財政措置を講じること。また、都道府県間で被害者救済及び損害回復に格差が生じないように、国において被害者に寄り添った支援制度の拡充を行うこと。

2. その他項目

要望項目	要望内容（要旨）
<p>1. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備</p> <p>【主な要望先】 内閣府 国土交通省 環境省</p>	<p>① 被災者の生活復興に大きな効果のある「災害ケースマネジメント」による支援を制度化すること。</p> <p>② バックカントリースキー等、冬山の遭難事故に対し、救助・救援活動への財政的措置や、事故防止のための情報発信及び注意喚起を強化すること。</p> <p>③ 災害救助法による住宅の応急修理について、対象を損害割合10%未満の住家にまで拡大するとともに、在宅避難や車中泊等の避難所以外の避難者に対するDWA Tや保健師等による健康相談等の福祉支援活動を支援の対象とすること。</p> <p>④ 農地災害復旧事業に係る地方負担の軽減を図るため、限度額の廃止や地方負担に対する財政措置の充実を図ること。</p> <p>⑤ 日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保等の観点から、山陰における新幹線も含む鉄道的高速化整備を推進するとともに、鉄道ネットワークの維持・存続を図ること。なお、新幹線整備にあたっては、整備に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。</p> <p>⑥ 地方の道路・河川・砂防・港湾等の整備に必要な社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、整備促進を図るため総額を拡大した上で、地方に重点配分すること。</p> <p>⑦ 国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、より一層の配慮を行うこと。</p> <p>⑧ 大橋川下流域にあたる中海の護岸整備については、地球温暖化に伴い近年多発する高潮や集中豪雨による影響も勘案し、湖岸堤の整備促進を図るとともに、水質向上のための覆砂、浅場造成事業の継続的な実施や窪地対策に向けた調査研究など、水質保全対策を国の責任において推進すること。</p> <p>⑨ 空き家対策の一層の推進のため、その着実な実施に向け更なる制度改正について引き続き検討するとともに、所要の財政措置の充実・確保を行うこと。</p>
<p>2. 物価高対策、経済・産業・観光対策</p> <p>【主な要望先】 総務省 農林水産省 文化庁</p>	<p>① 農林水産業者の競争力の強化に向け、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業、特定水産物供給平準化事業等の十分な予算確保など、引き続き万全の対策を講じること。</p> <p>② 米価安定に向けた主食用米以外への作付転換を円滑に進めるため、産地交付金を含む「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保のほか、交付対象水田の見直しについては、現場の実態を十分に把握し、生産者へ丁寧に説明すること。</p> <p>③ 農地の適正かつ有効利用を推進するため、相続土地国庫帰属制度について農地に係る申請要件の緩和や手続きの簡素化を図るなど、実効性のある制度となるよう見直しを進めるとともに、相続農地のワンストップ相談窓口を設置するなど、国において積極的な現状把握と対策を進めること。</p> <p>④ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や、農業の生産性向上と高付加価値に資する農地整備、畑地かんがい等の生産基盤整備、農村地域のため池を含めた防災・減災対策を着実に推進するため、農家負担軽減に向けた更なる事業拡大や要件緩和を図ること。</p> <p>⑤ 国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき選定される輸出重点品目に本県の主力農水産物である和梨、ブロッコリー、スイカ、さけ・ます、カニを追加するなど、対象品目の拡充を検討すること。</p> <p>⑥ 予算要望に対する配分が低い水準にとどまっている鳥獣被害防止総合対策交付金について十分な予算を確保するとともに、緊急捕獲活動支援事業に係るニホンジカ幼獣の捕獲活動経費の単価を引き上げること。</p> <p>⑦ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫対策を強化するため、</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>老朽化した家畜保健衛生所の建物整備に要する経費を負担する制度を創設すること。また、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、水際防疫を強化・徹底するとともに、国内で感染野生いのししが確認された場合は、国が主導して防疫体制を整備し、都道府県が実施する感染拡大防止の取組に対し、財源措置を確実に講じること。</p> <p>⑧ 松くい虫による枯損被害が依然として猛威を振るっていることから、「森林病害虫等防除対策」に必要な予算を十分に確保すること。</p> <p>⑨ TAC管理となる対象種の拡大については、生態の解明などの基礎的な知見が十分でないまま、また解決すべき課題がある中で進められることがないように、スケジュールにとらわれず、漁業関係者、関係機関の合意を得た管理手法とすること。</p> <p>⑩ 特定水産物供給平準化事業においては、イワシ、アジ、サバ等多獲性魚種の特徴でもある予想できない水揚げの集中に柔軟に対応するため、浜値を支え水産物安定供給の役割を担う基金の造成など十分な財政支援を講じること。</p> <p>⑪ ジオパーク活動について、拠点施設・案内標識の整備や専門ガイド等の育成などジオパークに特化した財政支援制度を創設するとともに、ユネスコ世界ジオパーク再認定に向け、山陰海岸ジオパークの情報発信、観光促進のための取組を一層進めること。</p> <p>⑫ 特別天然記念物コウノトリの保護について、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方にとられない柔軟な国費補助制度の充実を図ること。</p> <p>⑬ 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和5年10月に導入された「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対策をとること。</p>
<p>3. デジタル社会・脱炭素社会の実現</p> <p>【主な要望先】 国土交通省 文部科学省 環境省</p>	<p>① デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）について地方が機動力を発揮しながら、地域の実情に応じたデジタル実装を進められるよう、交付要件の緩和や補助対象経費の拡大など、柔軟で使い勝手の良い制度とすること。</p> <p>② 光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞ることで地方のデジタル実装に遅れが生じることのないよう、公設の光ファイバ網設備の機器更新等を含めた費用について、継続的に必要な財政的支援を行うこと。</p> <p>③ 携帯電話（4G）不感地区の判断基準については、居住地エリアの屋外が対象となっているが、屋内（住居内）も判断対象に加えるなど、住民生活目線で適正化を図ること。その上で、携帯電話事業者の協力のもと通信環境の整備や補助制度の見直しを国の責任で進めるとともに、令和7年度以降も不感地区の実態把握に努め、必要な対策を講じること。</p> <p>④ 国立・国定公園、長距離自然歩道等の自然公園施設の安全・安心対策等に係るインフラ整備について、必要な予算総額の確保を行うこと。また、国立公園内の管理者不在歩道については、国の責任において管理すること。</p> <p>⑤ 大規模な風力発電事業や太陽光発電事業等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うとともに、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。また、事業終了後の原状復帰計画を含めて審査するよう電気事業法等を整備すること。</p> <p>⑥ 電気自動車の普及を加速させるため、充電設備の導入に対する支援を継続・拡充すること。また、幹線道路沿いの充電設備の空白地帯について、国主導により導入を進めること。</p> <p>⑦ プラスチックの資源循環の推進に向けて、商品の製造から廃棄までの各段階でリサイクルや分別収集が徹底されるよう、自治体が行う情報発信や施設整備、体制整備等に対して必要な財政支援を行うこと。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>4. 社会保障の充実、生活者支援</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 厚生労働省 総務省</p>	<p>① 障害福祉サービスの報酬については、プラス改定となったところであるが、各種サービス事業の運営は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、現場の実態を把握し、安定的なサービス提供が可能となるよう、必要な措置を講じること。</p> <p>② 総合診療医の地域住民への周知・啓発が図られるよう「総合診療科」の医療広告を可能とすること。また、オンライン診療や遠隔診療の一層の推進に向けた取組を強化すること。</p> <p>③ 医薬品の供給不足が全国的に続いていることから、国が積極的に関与し、医薬品の安定供給に向けた対策を講じること。</p> <p>④ がん検診の実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法等に基づく健康診断に併せて実施する体制や保険者の費用負担に関するスキームを整備するなど、全ての国民ががん検診を確実に実施できる法制度を確立すること。また、がん診療連携拠点病院の機能強化等に資する財政支援等を充実すること。</p> <p>⑤ 国民健康保険においては、小規模な保険者が増加し、財政の安定化が課題となっており、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて地方に支障や負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、保険料水準の統一に当たっては、より負担が増える市町村への財政支援など、必要な支援を行うこと。加えて、普通調整交付金が担う団体間の所得調整機能を引き続き維持し、普通調整交付金の見直しを行う際は、地方の意見を十分に反映させること。</p> <p>⑥ 強度行動障がい者の受入れ先の確保や充実を図るための社会福祉施設整備に対する必要な措置を講じること。</p> <p>⑦ 施設外就労加算の廃止に伴う影響が懸念されることから、制度の再創設やこれに代わる報酬制度を創設すること。また、障がい児・者の地域移行を進めるためのグループホームなどの施設整備に対する財政支援を充実すること。</p> <p>⑧ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業について、増加する利用者に対して身近な地域で安定的なサービス提供ができるよう支援体制の拡充を図ること。</p> <p>⑨ 令和4年度から実施された未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の減額措置について、引き続き対象範囲及び軽減割合の拡充に取り組むこと。</p> <p>⑩ 医療的ケア児を含む障がい児を受け入れる保育施設に対する支援について、一層の補助対象の拡充や補助単価及び補助率の引上げを行うこと。</p> <p>⑪ 生活保護基準の検証に当たっては、今後も地方の実態を十分考慮し、級地区分の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。また、生活保護処理基準について、公共交通の未整備な地方においては生活するに当たって自動車が必需であることにかんがみ、自動車の保有・使用に係る運用要件を緩和すること。</p> <p>⑫ 市町村が実施する孤独・孤立対策の取組を支援するための必要かつ継続的な財政措置等を講じること。</p>
<p>5. 人材育成、学校教育等の環境整備</p> <p>【主な要望先】 文部科学省</p>	<p>① 安全・安心かつ快適な教育環境を確保するための学校施設の長寿命化改良や防災機能強化、バリアフリー改修などについて、円滑に事業実施できるよう、負担金等必要な財源を年度当初において確保するとともに、実情に即した補助要件の拡大や補助率・補助単価の引き上げを図ること。</p> <p>② 児童生徒の生命・安全を確保するため、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校における浸水対策及び、解体が必要な廃校舎等に係る解体経費に対する新たな財政措置を講じるとともに、災害時に住民の避難所となる県立高等学校の体育館への空調設備の整備について新たに国庫補助の対象とすること。</p> <p>③ 「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向け、継続的に必要な経費に関する地方自治体の負担に対し、一層の支援を行うとともに、家庭の通信費負担軽</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>減やネットワーク回線増強費用等、必要な財政支援を講じること。加えて、情報教育を推進する教員の拡充を図るとともに、希望する学校へのICT支援員の配置を進めるための更なる財政措置の充実を図ること。</p> <p>④ 改正義務教育標準法に基づき、学校生活や人間関係への円滑な対応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、小学校全学年への少人数学級の導入を着実に推進するとともに、その際、加配定数を維持・拡充し、トータルでの教職員定数の充実・確保を行うこと。あわせて、中学校における少人数学級の導入に向けた教職員定数の改善を推進するとともに、教室不足解消のため、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。</p> <p>⑤ 新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科教員の加配措置を次年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語指導助手の配置についても財政措置を行うこと。</p> <p>⑥ 学校現場における教職員の多忙解消・負担軽減のため、教員業務支援員の配置を拡充するための財政支援を充実すること。また、優秀な教員の人材確保に向け、給特法の抜本的見直しや給与制度への財政措置を行うこと。</p> <p>⑦ 学校現場において教職員が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、養護教諭の配置の充実を図るとともに、看護師、理学療法士等の専門スタッフについても標準法において定数配置化すること。</p> <p>⑧ 保育施設等での就学前の効果的な支援及び配慮が就学後も切れ目なく適切に受けられるよう、支援体制の整備に係る人件費等について、補助事業（補習等のための指導員等派遣事業）に係る対象要件を拡大するなど必要な措置を講じること。</p> <p>⑨ 小・中学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向であることから、通級指導担当教員の基礎定数化及び通級指導を行う高等学校も含めて特別な支援を必要とする児童生徒に対する必要な措置を充実させること。</p> <p>⑩ 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、教育支援センターにおける事業拡充（ICT等による学習支援）や運営経費への財政措置を講じること。</p> <p>⑪ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設するとともに、不登校など困難な環境にある義務教育段階のこどもたちの学びや成長を保障するため、フリースクール等に対する支援制度を創設すること。</p> <p>⑫ 後期中等教育段階の職業教育機関として、専門人材の育成を担うとともに、多様な生徒を幅広く受け入れる学びのセーフティーネットとしての役割を果たす高等専修学校を支援する自治体に対する財政措置を講じること。</p>